

オンライン資料収集制度（eデポ）開始のお知らせ

## 7月1日からPDF形式等の資料（報告書、論文、雑誌等） について、国立国会図書館への納入が義務付けられます

～国立国会図書館ホームページに納入受付ページを開設します～

平成 25 年 7 月 1 日に改正国立国会図書館法が施行され、オンライン資料収集制度（愛称：eデポ）が始まります。これにより、民間で出版された、無償かつ DRM（技術的制限手段）のないオンライン資料（電子書籍、電子雑誌等）を国立国会図書館に納入することが義務付けられます。例えば、インターネット上で PDF 形式等で公開されている、年鑑、要覧、機関誌、調査報告書、事業報告書、学術論文、紀要、技報、ニューズレター、小説、実用書、児童書などが納入の対象になります。収集した資料は、納本制度で収集した紙の資料と同様、文化財として蓄積し、後世に伝えていきます。

7 月 1 日に、国立国会図書館ホームページに納入受付ページを開設し、電子データの納入の受付を開始します。

### ■納入義務者

オンライン資料をインターネット等により公開した者（出版者）です。出版社のみならず、学協会や私立大学を含む団体や企業、個人も対象になります。

### ■納入の対象となる資料

納入の対象となるのは、当面、無償かつ DRM（技術的制限手段）のないオンライン資料です。オンライン資料とは、具体的には次のいずれかに該当する資料です。

- (1) 特定のコード（ISBN、ISSN、DOI）が付与されたもの
- (2) 特定のフォーマット（PDF、EPUB、DAISY）で作成されたもの

国立国会図書館は、出版物を中心に国内外の資料・情報を広く収集し、保存して、知識・文化の基盤となることを使命としています。そのため、本や雑誌などの紙の出版物だけでなく、電子資料についても収集を進めています。

#### 電子資料等の収集のあゆみ

- 平成 12 年 パッケージ系電子出版物（CD-ROM 等）の納本開始
- 平成 14 年 インターネット資源選択的蓄積実験事業開始
- 平成 22 年 公的機関が発信するウェブサイトの網羅的な収集を開始
- 平成 25 年 民間で出版されたオンライン資料の収集を開始

## ■納入対象外の資料

以下の資料等は納入の対象ではありません。

- ・簡易なもの（各種案内、ブログ、ツイッター、商品カタログ、学級通信等）
- ・内容に増減・変更がないもの
- ・申込み・承諾等の事務が目的であるもの（電子商取引等）
- ・紙の図書・雑誌と同一版面であることが確認できたもの
- ・長期利用目的でかつ消去されないもの（大学の機関リポジトリ等）
- ・施行日以前に出版されたもの

なお、有償の資料、DRMのある資料は、当面納入の対象ではありませんが、将来的に、納入義務対象に含める方向で検討を進めます。

## ■納入方法

次の3つのいずれかの方法で納入してください。



国立国会図書館（関西館）

## ■利用提供方法

納入された資料は、国立国会図書館内において閲覧サービスを行います。閲覧サービスの提供開始は平成25年10月を予定しています。

e デポに関する詳細は当館ホームページをご覧ください。

国立国会図書館ホームページ>国立国会図書館について>オンライン資料収集制度

URL [http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/online\\_data.html](http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/online_data.html)

## ■問い合わせ先

国立国会図書館 総務部総務課広報係 TEL : 03-3506-5103 (直通)